

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 研修の実施

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

（第四条による改正後の番号利用法第二十八条の二関係）

二 委員会による検査等

- 1 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。
- 2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で

定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

(第四条による改正後の番号利用法第二十八条の三関係)

三 特定個人情報の漏えい等に関する報告

個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

(第四条による改正後の番号利用法第二十八条の四関係)

四 特定個人情報の保護を図るための連携協力

委員会は、特定個人情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

(第四条による改正後の番号利用法第三十五条の二関係)

五 日本年金機構に係る経過措置

1 個人番号の利用に関する経過措置

日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができないものとする。

(第四条による改正後の番号利用法附則第三条の二関係)

2 情報照会及び情報提供に関する経過措置

日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

(第六条による改正後の番号利用法附則第三条の二第二項関係)

六 国の行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するための体制整備等についての検討

政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等におけるサイバーセキュリティ基本法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に

基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(改正法附則第十二条第五項関係)

七 その他所要の規定の整理を行うこと。